

## 傷病見舞金審査基準に関する申し合わせ事項

1. 見舞金という趣旨から、治療内容にはこだわらないものとし、治療が長期間にわたった場合でも同一の傷病事故に対して再度給付することはしない。
2. 見舞金算定の目安は次のとおりとする。

入院 1 日につき	4,000 円 (家族見舞金)
手術を行った場合	30,000 円
全治までの期間	1 ヶ月につき 5,000 円

ただし、上限は規程の範囲内とする。
3. 給付申請に基づく審査の結果、見舞給付の対象にならないケースに対しても、診断書手数料などを支出していることを考慮し、1 万円の見舞金を給付する。
4. 給付申請手続き
  - (1) 傷病事故発生から 2 週間以内に、「傷病事故報告書」(様式一1) を(公財)全国高等学校体育連盟会長に提出する。なお、競技中の事故については全国専門部が、その他の事故については都道府県高体連が報告する。
  - (2) 当該校の校長は、夏季大会については当該年度の 9 月末日までに、冬季大会については同じく 3 月末日までに、「傷病見舞給付申請書」に必要事項を記入し、医師の診断書を添付して、所属都道府県高等学校体育連盟会長に提出する。
  - (3) 当該都道府県高等学校体育連盟会長は、提出された「傷病見舞給付申請書」記載内容を確認し、速やかに(公財)全国高等学校体育連盟会長に送付する。

平成 3 年 3 月 6 日より施行する。

平成 1 4 年 1 2 月 6 日 一部改正

平成 1 7 年 5 月 2 4 日 一部改正

平成 2 4 年 5 月 1 0 日 一部改正 公益財団法人